子吉小学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

- ○いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ○いじめは、どの子どもでも被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ○いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ○いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、いじめを認識していながら何もしない ことも問題である。
- ○いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

[いじめ防止対策委員会]

- ·校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任等
- ・(必要に応じて)学校運営協議会代表、PTA会長、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等

「いじめの防止]

- ○すべての教育活動で、子どもが安心できる「居場所づくり」に取り組み、自己存在感や 充実感を感じることができるようにする。
- ○いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを指導する。
- ○子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や 人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。
- ○「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ○道徳科で、人としての「優しさ」「思いやり」等に触れることによって、自分自身の生活 を振り返り、いじめを生まない心情を育成する。また、道徳科の授業を保護者や地域の 方に公開したり、通信等で知らせたりするなど、情報提供をする。
- ○児童自らが諸問題を解決していく過程で、他者と関わる機会を増やし、健全な人間関係 作りに努める。
- ○体験活動を多く取り入れ、生命に対する畏敬の念、感動する心等に自らが気付くように する。
- ○児童主体の活動を取り入れ、互いのよさを認め合ったり、自己有用感を感じ取ったりできるようにする。

[早期発見]

- ○視点を明確にしたチェックリストを活用し、複数の目で日常的に児童を観察する。
- ○常に児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教師がいる」ことを目指す。
- ○定期的なアンケート (無記名アンケートを含む) の実施と結果を共有する。
- ○保護者との連携として、連絡帳や電話連絡での日常的な教育相談の他に、保護者面談 (7 月・12月) を行う。

「いじめに対する措置】

- ①いじめと疑われる事案を発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長 に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめが重大事態と認められる場合は、市教育委員会に直ちに報告する。

「保護者や地域との連携]

○保護者、地域と学校の信頼関係を築き、 円滑な連携を図るように努める。

- ○保護者からの相談には、家庭訪問や面談 により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ○生徒指導だより等による情報発信
- ○相談窓口、相談機関を周知する。

[関係諸機関との連携]

- ○必要に応じて、警察、児童相談所、子育て支援課、教育委員会の関係諸機関と連携して、課題解決に臨む。
- ○スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) との連携体制を構築する。